

3月1日～7日は 春季火災予防運動



消防局では、火災予防運動期間を中心に、各消防署で消防演習・住宅防火訪問・街頭広報などを行い、防火を呼び掛けます。自治会などで防火行事を希望する場合は、最寄りの消防署、消防出張所に相談してください。

「消しましょう その火その時 その場所です」
消防局予防課 ☎233-9113

(仮称)安岡沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書に関する公聴会

☎3月22日(水)午前10時 環境みらい館 山口県環境影響評価条例第43条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。
※公述人がいない場合は中止となる場合があります。☎公聴会で環境の保全の見地から意見を述べようとする方は、3月6日(月)必着までに、書面公述申出書に氏名(ふりがな)と住所、電話番号、対象事業の名称、意見の要旨を書いて、山口県環境生活部環境政策課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)へ。
※公聴会は先着100人まで傍聴可

※詳細は、山口県環境政策課ホームページで確認を
山口県環境政策課
(☎083-933-2933)

市民活動支援補助金説明会

平成29年度の市民活動支援補助金の制度内容、申請方法などについて説明会を開催します

☎3月16日(木)午後1時30分～3時30分 所しものせき市民活動センター
☎市民文化課(☎231-1830)

4月から下水道を 新たに利用できる区域

☎供用開始に伴う区域の下水道事業受益者(土地所有者等)、私道と私道に面する土地所有者など

●4月から下水道を新たに利用できる区域(各町、各自治会の一部)

▼山陰処理区Ⅱ三河町、大字勝谷大字田倉、大字秋根、秋根上町一、三丁目、秋根北町、形山町、富任町七・八丁目、安岡町一・八丁目、稗田西町、綾羅木本町二丁目、伊倉町二丁目、大字有富

▼山陽処理区Ⅱ長府安養寺一丁目、長府中土居本町、長府三島町、長府川端二丁目、長府満珠町、長府才川一丁目、長府向田町、王司本町一丁目、王司上町二・五丁目、王司神田五丁目、大字小月町、小月幸町、小月宮の町、小月小島一・二丁目、小月杉迫二丁目、小月本

町二丁目、王喜本町一・五・六丁目、松屋本町一丁目
▼川棚小串処理区Ⅱ大字川棚：北村・高砂1区、大字小串：本浦・川端・奥小路・中小路

●供用開始に伴う区域図の縦覧

下水道の供用と下水処理の開始区域図が縦覧できます。
☎3月10日～23日(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時 所上下水道局5階、北部事務所

●供用開始の説明会

☎新たに下水道が利用できる区域に土地を所有している方など、新たに下水道が利用できる土地に接する私道と私道に面する土地を所有している方など ※対象者には、郵便で日時・場所を連絡 ☎排水設備工事、私道工事、受益者負担金、下水道使用料、水洗便所改造資金利子補給制度

☎上下水道局下水道課(☎231-1320)、北部事務所(☎772-4028)

宝くじの助成金で備品などを整備

自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るための助成事業を行っています。長府惣社町自治会が和太鼓など備品を整備しました。



☎市民文化課(☎231-1830)

満珠荘からのお知らせ



●フラワーアレンジメント教室Ⅱ☎3月17日(金)午前10時～正午 師榎田博子氏(フラーアレンジメント講師資格取得者) ☎10人(先着順) ☎3000円 関はさみ、新聞紙、持ち帰りの袋 ☎3月1日～10日に電話で。
●花見膳(ランチ)Ⅱ☎3月1日～5月31日まで 関春の味覚をあつめた四季のランチです。 ☎2160円(税込)
☎満珠荘(☎222-1126)

下関市認定新商品随意契約制度に基づく事業者の認定

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の販路開拓を支援するため、市が認定した中小企業者が生産した新商品について、随意契約により購入できる制度を設けています。この度、次の事業者・新商品に新たに認定しました。今後、市での購入や広報・PRなどを通じて販路開拓の支援を行っていきます。



▼認定事業者Ⅱセキユラ株式会社
▼新商品名ⅡマイロックVシリーズ(V・E・I・O(スタンダードタイプ)、V・F・I・O(ICカード対応タイプ))
※本商品は玄関ドアなどのオート

ロック式電子錠です。乾電池式なので、配線工事も不要でどんなドアにも取り付けることができます
▼認定事業者Ⅱ株式会社功栄商工
▼新商品名Ⅱダンボール家具DigiPainXStyle ※本商品は組立式のダンボール家具椅子、机、テーブルなどです。強度があるにも関わらず軽量で移動が簡単、保管場所も省スペース化できます
☎産業振興課(☎232-7214)

火の山ロープウェイ 平成29年の運行が始まります

☎3月17日～11月19日
午前10時～午後5時(8月毎週土曜日※8月11日、10月4日は午後9時まで ※定休日Ⅱ毎週火・水曜日(5月8日までは定休日なし) ▼発車時刻Ⅱ毎時00・20・40分 関往復：大人500円、小学生250円
☎観光施設課(☎231-1838)



「世界自閉症啓発デー」 ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、市内の建物を自閉症啓発のシンボルカラーのブルーでライトアップします。

☎4月2日(日)日没より 所はい！からと横丁大観覧車、亀山八幡宮参道、下関市消防局庁舎
●市長による「はい！からと横丁

大観覧車点灯式 4月2日(日)
午後6時45分

障害者支援課 (☎231-1917)

未定の新卒者(中学校・高等学校・大学等)・既卒者の方へ

就職活動中の今春



卒業予定の新卒者・既卒者の皆さん、ハ

ローワークは最後まで皆さんを支援し続けます。就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、気軽に問い合わせてください。 関ハローワークプラザ下関 (☎231-8189)

山口県よろず支援拠点による出張相談会

3月8日(水)午前10時～午後4時 所上田中町庁舎3階第一会議室 定4事業者(先着順) 関前日までに、電話で産業振興課へ。



関産業振興課 (☎232-7214)

3月の献血

15日(水) 11午前10時～正午、午後1時



15分～4時/市役所 25日(土) 11午前10時～正午、午後1時15分～4時/ゆめシテイ

※全日程400ミリ献血限定

関保健総務課 (☎231-1426)

下関市長選挙・下関市議会議員補欠選挙の投票日は3月12日(日)です

関選挙管理委員会事務局 (☎231-2415)、

- 各総合支所地域政策課
- ▷菊川 (☎287-1112)
- ▷豊田 (☎766-1051)
- ▷豊浦 (☎772-0612)
- ▷豊北 (☎782-0063)



期日前投票もできます

投票日に投票所に行けない方は、投票所入場整理券の裏面にある宣誓書・請求書を記入して期日前投票所に持参していただければ、投票ができます。仮に投票所入場整理券を紛失したとしても、期日前投票所で宣誓書・請求書を用意していますので、その場で記入して、投票ができます。 ※本市の有権者であれば住んでいる地域に関係なく、市内いずれの期日前投票所でも期日前投票をすることができます

場 所	期 間
市役所本庁舎新館 1階エントランスホール	3月6日(月)から 3月11日(土)まで
菊川・豊田・豊浦・豊北の各総合支所 ※菊川・豊北は、保健センターです	
彦島・長府・王司・清末・小月・王喜・吉田・川中・安岡・吉見・勝山・内日の各支所	3月6日(月)から 3月10日(金)まで

※時間はいずれも午前8時30分～午後8時まで。できるだけ公共交通機関を利用してください

不在者投票

▷病院、施設などに入院(入所)している方で県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院(入所)中の方は、病院などで不在者投票ができます。病院などの事務員の方などに相談してください。

郵便投票とは

選挙人名簿に登録されている方で、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方や障害者手帳を持っている方で次の表のいずれかの障害等級の方は郵便投票ができます。戦傷病者手帳を持っている方で、一定の等級の方も対象となりますので、詳細は問い合わせください。 ※選挙管理委員会が発行する証明書が必要。投票日の4日前までに手続きを済ませてください

身体障害者手帳

障害名	障害の程度
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
免疫、肝臓の障害	1級～3級

投票時間

- ▷本庁管内 = 午前7時～午後8時
- ▷総合支所管内 = 午前7時～午後7時
※次の投票区は、投票日時が違います。注意してください。
- ▷蓋井投票区 = 3月11日(土)午前7時～午後4時
- ▷六連投票区 = 3月12日(日)午前7時～午後5時

投票ができる方

- ▷年齢 = 18歳以上の方(平成11年3月13日(月)までに生まれた方)
- ▷転入された方 = 平成28年12月4日(日)までに転入の手続きをし、引き続き市内に住所のある方

もう一度投票所の確認を

投票所入場整理券に記載してある投票所や投票日時をよく確認し、本人の投票所入場整理券を持参してください。投票所入場整理券は配達都合により同じ世帯でも別々の日に届くことがあります。 ※投票所入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。免許証や健康保険証などを持って投票所の受け付けに申し出てください ※平成29年2月10日(金)以降に市内転居の届け出をした方は、届出前に住んでいた住所の投票所になります

★投票所の変更について★

次の投票区の投票所が変わります。

- ▷北部第7投票区 = 下関市立大学厚生会館食堂から下関市立大学体育館サブアリーナに
- ▷北部第8投票区 = 大坪ふれあい会館から下関市教育センター1階エントランスホールに
- ▷菊川第1投票区 = 菊川総合支所1階第1会議室から菊川保健センターに

マークの見方

関…対象 回…日時 関…期間 所…場所 関…内容 関…講師 関…定員
関…参加費など 関…持参する物 関…申込方法 関…共通事項 関…問合せ